

新旧対照表

最良執行方針

新	旧
最良執行方針	最良執行方針
3. その他 (1) ① ~ ④ (現行どおり) ⑤ (削除)	3. その他 (1) ① ~ ④ (省略) ⑤ <u>適格機関投資家等から、あらかじめ同意を得た場合の取引は、受注の際に自己・委託の別を、あらかじめ明示しないで執行することがございます。</u> <u>その場合には、事前にお客さまと合意した方法、あるいは、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して当社が最良と判断する方法により執行いたします。</u> (2) <u>システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</u>
最良執行方針 (ホットライン取引でSOR利用のご指示をいただいているお客さま向け)	最良執行方針 (ホットライン取引でSOR利用のご指示をいただいているお客さま向け)
2. 用語の定義 「SOR」 (現行どおり) 「PTS」 (現行どおり) 「ダークプール」(Dark Pool) とは、証券会社が提供しているサービスで、証券会社内部で投資家同士の注文をシステムで付け合わせ(マッチング)を行い、金融商品取引所の立会外市場で約定させる取引のことです。 「レイテンシーアービトラージ」 (現行どおり) 「主市場」 (現行どおり) 「IOC」 (現行どおり)	2. 用語の定義 「SOR」 (省略) 「PTS」 (省略) 「ダークプール」(Dark Pool) とは、証券会社が提供しているサービスで、証券会社内部で投資家同士の注文をシステムで付け合わせ(マッチング)を行い、金融商品取引所の立会外市場で約定させる取引のことです。 <u>当社では、Cboe ジャパン株式会社が運営する Cboe BIDS Japan というダークプールに接続しております。</u> 「レイテンシーアービトラージ」 (省略) 「主市場」 (省略) 「IOC」 (省略)
3. 最良の取引の条件で執行するための方法及びこの方法を選択する理由 当社においては、お客さまからいただいた注文に対し、お客さまから取引の執行に関してSOR利用のご指示をいただいた場合につきましては、次の方法により執行いたします。 (1) 上場株券等 当社は上場株券等に、金融商品取引所市場の立会時間内に受注した注文の執行につきましては、金融商品取引所市場に加え、弊社が契約しているダークプールやPTSなどを対象にするSORを	3. 最良の取引の条件で執行するための方法及びこの方法を選択する理由 当社においては、お客さまからいただいた注文に対し、お客さまから取引の執行に関してSOR利用のご指示をいただいた場合につきましては、次の方法により執行いたします。 (1) 上場株券等 当社は上場株券等に、金融商品取引所市場の立会時間内に受注した注文の執行につきましては、金融商品取引所市場に加え、弊社が契約しているダークプールやPTSなどを対象にするSORを

新	旧
<p>導入しています。</p> <p>S O R を導入する理由としましては、当社にホットラインを設定されている主に法人のお客さまの注文を執行するにあたり、可能な限りマーケットインパクトを抑制しながら約定機会を得るために合理的な執行方法と判断するためです。</p> <p>① S O R 対象銘柄</p> <p>基本的にダークプール・P T S で取り扱いがある銘柄が対象銘柄になります。</p> <p>S O R は金融商品取引所市場と価格等を比較して判断するため比較対象に取り扱いがある必要があります。</p> <p>当社のS O R が注文の回送の対象とする取引施設は、国内の金融商品取引所市場、<u>当社が指定するダークプール</u>、P T S はジャパンネクスト証券株式会社が運営する J-Market です。</p> <p>S O R 対象市場等の選択の方法及び順序の概略は以下の通りです。</p> <p>(a) (現行どおり)</p> <p>(b) 仮想板を作成した上で、ダークプールでマッチングを行います。</p> <p>最初にダークプールにてマッチングを行う理由としましては、お客様の注文のマーケットインパクトを抑制するためには、気配情報が公開されないダークプールを最優先するのが合理的であると考えるからです。</p> <p>(c) <u>ダークプール</u>でマッチングしなかった残りの数量の注文を主市場とP T S にて執行します。気配価格が同値の場合、主市場、P T S それぞれの最良気配数量が多い順に分割して発注いたします。</p> <p>最良気配数量が多い順に分割して発注する理由としましては、約定可能性をなるべく高くすることとレイテンシーアービトラージに約定を妨げられる可能性を極力低くするためです。</p> <p>レイテンシーアービトラージへの対応は以下の通りです。</p> <p>i) 最初に注文の全量を気配が公開されないダークプールにて、全ての取引施設で最良となる価格の IOC でマッチングを試みる。</p> <p>ii) ダークプール以外の各取引施設に発注する際、同じタイミングで一斉に発注する。</p> <p>iii) 主市場以外の取引施設には全て IOC の条件を付して発注する。</p> <p>iv) 各取引施設に注文数量を分割する際、気配数量</p>	<p>導入しています。</p> <p>S O R を導入する理由としましては、当社にホットラインを設定されている主に法人のお客さまの注文を執行するにあたり、可能な限りマーケットインパクトを抑制しながら約定機会を得るために合理的な執行方法と判断するためです。</p> <p>① S O R 対象銘柄</p> <p>基本的にダークプール・P T S で取り扱いがある銘柄が対象銘柄になります。</p> <p>S O R は金融商品取引所市場と価格等を比較して判断するため比較対象に取り扱いがある必要があります。</p> <p>当社のS O R が注文の回送の対象とする取引施設は、国内の金融商品取引所市場、<u>ダークプール</u>は Cboe ジャパン株式会社が運営する Cboe BIDS Japan、P T S は Cboe ジャパン株式会社が運営する Cboe Alpha、ジャパンネクスト証券株式会社が運営する J-Market です。</p> <p>S O R 対象市場等の選択の方法及び順序の概略は以下の通りです。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 仮想板を作成した上で、ダークプールである Cboe BIDS Japan に仮想板の最良気配の 1 ティックさらに有利な価格の指値で IOC にてマッチングを行います。</p> <p>最初にダークプールの Cboe BIDS Japan にてマッチングを行う理由としましては、お客様の注文のマーケットインパクトを抑制するためには、気配情報が公開されないダークプールを最優先するのが合理的であると考えるからです。</p> <p>(c) Cboe BIDS Japan でマッチングしなかった残りの数量の注文を主市場とP T S にて執行します。気配価格が同値の場合、主市場、P T S それぞれの最良気配数量が多い順に分割して発注いたします。</p> <p>最良気配数量が多い順に分割して発注する理由としましては、約定可能性をなるべく高くすることとレイテンシーアービトラージに約定を妨げられる可能性を極力低くするためです。</p> <p>レイテンシーアービトラージへの対応は以下の通りです。</p> <p>i) 最初に注文の全量を気配が公開されないダークプールにて、全ての取引施設で最良となる価格の IOC でマッチングを試みる。</p> <p>ii) ダークプール以外の各取引施設に発注する際、同じタイミングで一斉に発注する。</p> <p>iii) 主市場以外の取引施設には全て IOC の条件を付して発注する。</p> <p>iv) 各取引施設に注文数量を分割する際、気配数量</p>

新	旧
<p>の多い順に数量を割り当てる。</p> <p>これらをレイテンシーアービトラージへの対応として選択している理由は気配が公開されない取引施設を最大限活用した上で、各取引施設に分割して発注する必要がある場合は発注タイミングを同時にすることでレイテンシーアービトラージを回避できると判断しているからです。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>の多い順に数量を割り当てる。</p> <p>これらをレイテンシーアービトラージへの対応として選択している理由は気配が公開されない取引施設を最大限活用した上で、各取引施設に分割して発注する必要がある場合は発注タイミングを同時にすることでレイテンシーアービトラージを回避できると判断しているからです。</p> <p>(2) (省 略)</p>
<p>4. その他</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) システム障害時等の対応</p> <p><u>金融商品取引所市場が障害あるいは当該施設との接続が切断している場合は、SORが参照する主市場の情報が遮断されるため、執行を停止します。</u></p> <p><u>金融商品取引所市場が接続も含めて正常で、ダークプール、PTSが障害あるいは当該施設との接続が切断している場合は、障害のある当該施設を除いてSORを適用します。金融商品取引所市場以外の施設全てで障害あるいは接続が切断している場合は、SORを適用せず全て金融商品取引所市場で執行します。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p>	<p>4. その他</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) システム障害時等の対応</p> <p><u>システム障害の内容が、金融商品取引所市場が接続も含めて正常で、ダークプール、PTSが障害あるいは当該施設との接続が切断している場合は、SORを適用せず全て金融商品取引所市場で執行します。</u></p> <p><u>逆に金融商品取引所市場が障害あるいは当該施設との接続が切断している場合は、SORの参照する主市場の情報が遮断されるため、執行を停止します。</u></p> <p>(3) (省 略)</p>
<p>以 上</p>	<p>以 上</p>

新旧対照表

岡三の証券総合取引約款

新	旧
第1章 証券総合取引 第3条 申込方法等 (3) お客様が、上記(1)のお申込みをされる場合には、原則として次の①から③のお申込みを同時にさせていただきます。 ① 第2章に定める証券総合口座サービスの利用 ② 第3章に定める日本MRFの契約 ③ 第13章に定める振込先指定方式の利用 (削除)	第1章 証券総合取引 第3条 申込方法等 (3) お客様が、上記(1)のお申込みをされる場合には、原則として次の①から④のお申込みを同時にさせていただきます。 ① 第2章に定める証券総合口座サービスの利用 ② 第3章に定める日本MRFの契約 ③ 第13章に定める振込先指定方式の利用 ④ 第14章に定める岡三カードの利用
第4章 有価証券の保護預り取引 第8条 お客様への連絡事項 (1) (現行どおり) (2) 残高照合のための報告は、1年に1回(信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。)又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除きます。以下「店頭デリバティブ取引」といいます。)の未決済建玉がある場合には2回)以上行います。また、取引のある場合は、四半期に1回以上(信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の未決済建玉がある場合は毎月)、法律の定めるところにより、残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書により行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の取扱店の <u>管理担当者</u> 又はお客様相談室にご連絡ください。	第4章 有価証券の保護預り取引 第8条 お客様への連絡事項 (1) (省略) (2) 残高照合のための報告は、1年に1回(信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。)又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除きます。以下「店頭デリバティブ取引」といいます。)の未決済建玉がある場合には2回)以上行います。また、取引のある場合は、四半期に1回以上(信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の未決済建玉がある場合は毎月)、法律の定めるところにより、残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書により行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の取扱店の <u>管理課長</u> 又はお客様相談室にご連絡ください。
(3)～(4) (現行どおり) 第5章 株式等振替決済取引 第32条 お客様への連絡事項 (1) (現行どおり) (2) 上記(1)の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、	(3)～(4) (省略) 第5章 株式等振替決済取引 第32条 お客様への連絡事項 (1) (省略) (2) 上記(1)の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、

新	旧
すみやかに当社の取扱店の <u>管理担当者</u> 又はお客さま相談室にご連絡ください。	すみやかに当社の取扱店の <u>管理課長</u> 又はお客さま相談室にご連絡ください。
(3)～(5) (現行どおり)	(3)～(5) (省 略)
第6章 国債振替決済取引 第11条 お客様への連絡事項	第6章 国債振替決済取引 第11条 お客様への連絡事項
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
(2) 残高照合のための報告は、1年に1回（信用取引、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。）又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除きます。以下「店頭デリバティブ取引」といいます。）の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引のある場合は、四半期に1回以上（信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の未決済建玉がある場合は毎月）、法律の定めるところにより、残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書により行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の取扱店の <u>管理担当者</u> 又はお客さま相談室にご連絡ください。	(2) 残高照合のための報告は、1年に1回（信用取引、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。）又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除きます。以下「店頭デリバティブ取引」といいます。）の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引のある場合は、四半期に1回以上（信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の未決済建玉がある場合は毎月）、法律の定めるところにより、残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書により行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の取扱店の <u>管理課長</u> 又はお客さま相談室にご連絡ください。
(3)～(5) (現行どおり)	(3)～(5) (省 略)
第7章 一般債振替決済取引 第9条 お客様への連絡事項	第7章 一般債振替決済取引 第9条 お客様への連絡事項
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
(2) 上記（1）②の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の取扱店の <u>管理担当者</u> 又はお客さま相談室にご連絡ください。	(2) 上記（1）②の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の取扱店の <u>管理課長</u> 又はお客さま相談室にご連絡ください。
(3)～(5) (現行どおり)	(3)～(5) (省 略)
第8章 短期社債等振替決済取引 第9条 お客様への連絡事項	第8章 短期社債等振替決済取引 第9条 お客様への連絡事項

新	旧
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
(2) 上記（1）の残高照合のための報告は、短期社債等の残高に異動があった場合に、所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の取扱店の <u>管理担当者</u> 又はお客さま相談室にご連絡ください。	(2) 上記（1）の残高照合のための報告は、短期社債等の残高に異動があった場合に、所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の取扱店の <u>管理課長</u> 又はお客さま相談室にご連絡ください。
(3) ~ (5) (現行どおり)	(3) ~ (5) (省 略)
第9章 投資信託受益権振替決済取引 第9条 お客様への連絡事項	第9章 投資信託受益権振替決済取引 第9条 お客様への連絡事項
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
(2) 上記（1）②の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の取扱店の <u>管理担当者</u> 又はお客さま相談室にご連絡ください。	(2) 上記（1）②の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の取扱店の <u>管理課長</u> 又はお客さま相談室にご連絡ください。
(3) ~ (5) (現行どおり)	(3) ~ (5) (省 略)
第14章 岡三カードの利用 第11条 カードのサービス変更および終了 (1) 当社は、事業運営上の判断により、本サービスの全部または一部を変更または終了することができます。 (2) サービスを終了する場合、当社は原則として終了日の3ヵ月前までに、当社ウェブサイト上またはその他適切な方法により、利用者に対してその旨を通知します。 (3) 本サービスの終了に伴い、利用者に直接的または間接的な損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。	第14章 岡三カードの利用 (新 設) 第11条 その他 本章に定めのない事項については、この約款第4章、第10章、その他の取引約款、取扱規定等によりお取扱いします。
第12条 その他 本章に定めのない事項については、この約款第4章、第10章、その他の取引約款、取扱規定等によりお取扱いします。	第11条 その他 本章に定めのない事項については、この約款第4章、第10章、その他の取引約款、取扱規定等によりお取扱いします。

新旧対照表

外国証券取引口座約款

新	旧
<p>(配当等の処理)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>2~7 (現行どおり)</p> <p><u>8 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(1)~(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第8項の規定はその支払いについて準用します</u></p>	<p>(配当等の処理)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>2~7 (省略)</p> <p>8 (新設)</p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。</p>
<p>付 則</p> <p>1. <u>第7条第8項及び第8条第5号の規定は、令和12年10月1日より施行する。</u></p> <p>2. <u>第7条第8項（第8条第5号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金）についても適用する。</u></p>	